

尾張旭市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

橋梁補修工事（稲葉橋）

(2) 工事場所

尾張旭市稲葉町二丁目地内

(3) 請負金額

38,390,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,490,000 円）

(4) 工事請負業者

尾張建設株式会社

(5) 設計及び工事監理

ア 設計 株式会社橋梁コンサルタント名古屋支社

イ 工事監理 都市整備部土木管理課

(6) 工期

令和元年 8 月 29 日から令和 2 年 3 月 11 日まで

(7) 工事概要

昭和 47 年に建設された稲葉橋は、一般的に耐震性が低いとされる昭和 55 年より古い基準で建設されている。平成 19 年に落橋防止対策が行われているが、耐震性が十分であるとは言い難い。このため、橋梁としての確実な機能確保を目指すことを目的とし、橋脚補強を行い、耐震性能の向上を図る。また、平成 27 年度の橋梁定期点検結果に基づき、断面修復工を行うものである。

工事内容

工事施工延長 L=92 m

断面修復工 N=1 式

橋脚補強工（t=250）N=2 基

(8) 進捗状況（令和元年 12 月末現在）

計画出来高 47.0% 実施出来高 45.1%

3 監査対象課

都市整備部土木管理課

4 監査の期間

令和元年 11 月 25 日から令和 2 年 1 月 23 日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項があげられるので、参考とされたい。

(1) 書類関係について

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされており、掛金収納書が確認できた。共済証紙は、1日券での購入の方が実態に即しており、その旨指導されたい。また、工事完成後に下請負業者に配付されているか、受払簿での協力業者への配付の確認を行うとともに、下請負業者から共済証紙交付辞退の申入れがあった場合には、証紙の要・不要について十分に確認されたい。

(2) 施工に関する書類について

ア 履行報告書の数値は、実施工程表に出来高曲線グラフを記載させ、計画出来高（黒色）と実施出来高（赤色）を色分けするとともに、工種別に構成比率を記載し、月ごとの累計出来高数値を示した工事履行報告書の提出を求めることにより、数値根拠が明確になる。

イ 施工計画書の「緊急時の体制及び対応」において、現場の「作業中止基準」も明確な「具体的数値（労働安全衛生法上の悪天候時の基準数値）」を記載させ、対応させることが望ましい。また、緊急時の作業員の避難場所も現場掲示板等の関係者の見やすい位置に掲示し、作業員に周知するよう指導されたい。

ウ 公共工事に係る施工体制台帳については、2次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書の添付が必要であることに留意されたい。また、提出書類を確認したところ、下請負契約の請書が添付されていたが「法定福利費」の計上が不明確であったため、注文書、請書等の記載項目として確認できるよう指導されたい。

エ 段階確認報告書及び施工状況把握報告書については、適切に作成され、管理されていた。監督員による段階確認及び施工状況把握において、確認忘れを未然に防止するため、施工計画書に添付の様式を活用することについて検討されたい。

(3) 現場施工状況について

ア 橋脚補強の施工箇所（P 1 及び P 2）に遊歩道が隣接しているため、「関係者以外立入禁止」の周知看板を設置する必要がある。

イ 既存橋脚のクラック等の補修を、増厚コンクリート打設前に実施しておく必要がある。

ウ 現場に、関係労働者に周知をするための「掲示板」を設置できないため、A型バリケードを利用した簡易「周知板」の設置等の代替案を検討するよう指導されたい。

エ 使用建設機械については、取扱者を選任し、取扱者名を表示するよう指導されたい。なお、車両系建設機械の点検については、年次検査、月次検査及び作業前検査の実施が労働安全衛生規則に定められており、月次検査については、1月以内ごとに1回、定期的に自主検査を、作業前検査については、その日の作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行わなければならないとされているが、バックホウに関する記録漏れが見受けられた。

オ 現場内の作業員車両の駐車は、指定された場所で行い、駐車ブレーキを掛け、必要に応じて輪止めを行う必要がある。

(4) 技術調査全般による所見について

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されており、工事の管理状態についても適正であった。また、河川内工事であることから、現場は河川水位及び地質により施工性が大きく変わるが、品質、工程、安全、周辺環境と管理すべきことを事前に解決し、また、互いの相反する関係を管理処理されていた。

渇水期施工の条件の下、今後、竣工まで、より徹底した安全管理が求められる。河川への汚濁防止等、周辺環境等への配慮及び安全について重点指導を徹底されたい。